

緊急対策内容	財政健全化緊急対策期間(令和2年度～4年度)の総括及び今後の方向性				令和4年度の取り組み		
	(上段)3年間の取り組みの達成状況【自己評価】 (下段)取り組み効果額【見込み】	3年間の取り組みの総括	取り組みを進めてきた中で見えてきた課題など	令和5年度以降の取り組みの方向性	これまで(10月末)の取り組み	11月以降の予定	
記載方法→	(上段)ブルダウンから選択してください (下段)わかる範囲で構いませんのでご記入下さい。 ※【3年間の取組総額】、【令和5年度以降に見込まれる額】などを記載してください。	※今年度下半期の取組予定も見込み、3年間の総括として記載してください。	※3年間の取り組みを踏まえ、見えてきた課題などがあれば記入してください。	※令和5年度以降の取り組みの方向性として、「取組終了」「規模を縮小して継続」「積極的な取り組みを継続」のいずれかがわかるように記載してください。	※令和4年4月～10月の取り組みを記載してください。	※令和4年11月以降の予定を記載してください。	
ア 総人件費の削減 <職員課・行政改革推進室>							
<p>これまで本市では、職員の働きかたの見直しを実施し、既存の業務の平準化や標準化を行い、時間外勤務の削減等の一定の効果を上げてきました。しかしながら、今後、これまで以上に人件費の削減を進めるためには、膨大な労力をかけている内部管理事務や市民向けの行政サービスの提供体制など様々な業務の必要性や水準をゼロベースで見定めることで、業務量のダウンサイジング(縮小)を行い、一般行政職員、技能労務行政職員などの職員定数を削減していく必要があります。</p> <p>また、職員定数の削減を進めるにあたっては、今後、生産年齢人口が減少し、人手不足が顕著となり本市の採用計画にも少なからずの影響を与えることが予想されることを踏まえ、内部管理事務の見直しはもとより、専門職の流動的な配置や、職制の見直し、先進的なICT(情報通信技術)の活用などあらゆる手段を用いて、適時適切な人員配置に努めていきます。</p> <p>具体的には、これらの手法を積極的に進めることを前提として、体制縮小に向けた「(仮称)茅ヶ崎市第5次定員適正化計画」を策定し、計画的に取り組みを進めます。</p>	下記ブルダウンから選択してください	<p>〇ICTの活用に関しては、地方公共団体情報システム機構のテレワーク実証実験を活用することで、テレワークの実施体制を整え、令和3年8月より運用を開始した。令和4年7月までの1年間で、51課かい、のべ1,584名の職員がテレワークを行い、業務の効率化につながる柔軟な業務実施体制を整えることができた一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした在宅勤務環境の充実にもつながった。</p>	<p>〇テレワークは、実施する職員の柔軟な働き方の実施につながる一方で、職場で勤務する職員の負担増につながる面も指摘されている。ビジネスチャットツールの活用等職場で勤務するのと変わらない環境(WEB会議や電話の転送等)に近づけることが望まれる。また、光熱水費等の職員の負担軽減等の観点からテレワークの実施に係る手当に関し、国の動向を注視する必要がある。さらに、職員の能力を最大限に引き出す働き方の選択肢のひとつとしてテレワークの活用に対する職員の意識を高める必要がある。</p>	<p>〇テレワークについては、多様な就業形態を選択可能とすることで、職員の能力を最大限に発揮できる環境を整え、就業と家事・育児・介護等との両立が可能となる男女共同参画の社会の実現に資する取組であるとともに、非常時の業務継続の観点からも有効な働き方のひとつとして、取組を継続する。</p>	<p>〇テレワークについては、職員のワーク・ライフ・バランスの推進及びテレワーク制度導入の必要性について検討を進めるため、実証実験を51課かいで実施している。</p>	<p>〇テレワークに関しては、庁内での実証実験を継続するとともに、本市が利用する地方公共団体情報システム機構のテレワーク実証実験の動向を注視しながら翌年度以降の継続について判断する。</p>	
	<p>【当初見込効果額】 35人、1億7,500万円</p>	<p>予定以上の成果を生み出すことができた</p>	<p>〇職制の見直しに関しては、人材育成基本方針の見直しの中で職ごとに求められる役割を明確化することで、職員の能力発揮を促す。</p>	<p>〇県内における人口1万人当りの職員数では、財政健全化緊急対策の取り組みの成果により、県内平均より少ない状況となった。一方で、歳出における人件費割合では、県内平均より高くなっていることから、今後の生産年齢人口減少による歳入減が見込まれる中においては、引き続き総人件費の削減に取り組む必要性がある。</p>	<p>〇これまでの課題を踏まえ、財政健全化緊急対策の取り組みによって生まれた成果については維持していく。事業の見直しや業務効率化に向けた取り組みをさらに推進し、その取り組みによって生まれた成果に基づき、職員をコア業務に再配分し、職員でなくてもできる業務を切り分け、職員数の適正管理を進めていく。</p>	<p>〇茅ヶ崎市実施計画2025の策定作業に併せて、令和5年度以降の人員配置に向けた考え方を示した。また、これまでの財政健全化緊急対策の総括や今後の方向性、課題を取りまとめ、令和5年度を始期とする(仮称)行財政経営改善戦略の柱の1つとする定員適正化の重点項目や取り組みについて検討を行った。</p>	<p>〇職制の見直しに関しては、職員がその役割を十分に認識し、持てる能力を最大限に発揮できるよう、人材育成基本方針の見直しの中で検討を進めていく。</p>
	<p>【令和2年度の効果額】 39人削減、1億9,500万円の削減効果(500万円×39人)</p>	<p>【令和3年度の効果額】 25人削減、1億2,500万円の削減効果(500万円×25人)</p>	<p>〇DX推進方針に基づく業務の効率化に向けては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、その必要性は増したことから、令和2年度には新たに「非来庁・非対面型の新たな行政サービス提供体制の構築」を位置付け、取り組みを加速させたことに伴い、業務の効率化のみならず、市民サービスの向上にも繋がった。</p>	<p>〇総人件費削減の取り組みについては、業務量に応じて職員数を削減しつつ、新型コロナウイルス感染症対策やDX推進方針に基づく新たなICTの導入については、職員への負担感に繋がっており、これまで以上に職員数を削減しつつ業務効率化を推進することは難しいと感じている。また、令和5年度からは茅ヶ崎市実施計画2025が始まり、実施計画に位置付ける新たな事業に対しては、必要な人員を配置する必要があるため、引き続き、事業の見直しや業務効率化に向けた取り組みを進め、内部の人的資源の確保が求められる。</p>	<p>〇茅ヶ崎市実施計画2025の策定作業に併せて、令和5年度以降の人員配置に向けた考え方を示した。また、これまでの財政健全化緊急対策の総括や今後の方向性、課題を取りまとめ、令和5年度を始期とする(仮称)行財政経営改善戦略の柱の1つとする定員適正化の重点項目や取り組みについて検討を行った。</p>	<p>〇引き続き、(仮称)行財政経営改善戦略の柱の一つである定員適正化について、具体的な内容の検討を進め、今年度中に同方針を策定する。</p>	
	<p>【合計】 64人削減、3億2,000万円の削減効果</p>	<p>〇令和5年度を始期とする(仮称)次期経営改善方針においては、その取り組みの柱の一つとして、定員適正化を位置付けることとしており、現在策定作業を行った。</p>	<p>〇今後の社会情勢や本市の厳しい財政状況を見据え、令和5年度以降も総人件費削減に向けた取り組みを推進した。</p>				
イ 福祉的な事業を含む事務事業の見直し <企画経営課>							
<p>これまでも、持続可能な行政経営の確立をめざし、福祉的な事業をはじめとして、事務事業の不断の見直しを行ってきました。</p> <p>引き続き、あらゆる政策分野においても聖域を設けることなく、事務事業の見直しを進めます。</p> <p>特に市が単独の財源で行っている全ての事業については、廃止を含めた検討をする対象とし、具体的に実施する目標年度を設定して、積極的に取り組みます。</p>	下記ブルダウンから選択してください	<p>〇新型コロナの発生により将来が見通せない状況となったため、実施計画の策定を2年延期し、令和3年度及び4年度は単年度の事業実施方針を策定した。</p>	<p>〇財政健全化緊急対策及び新型コロナの発生による社会情勢の変化等により、一定程度、歳出削減効果が表れていると認識した。</p>	<p>〇将来に向けた新たな施策を実現するため、必要な部分に必要な行政資源を投入できるよう、引き続き事務事業の不断の見直しに取り組む。</p>	<p>〇「茅ヶ崎市実施計画2025」策定方針において、(仮称)行財政経営改善戦略等に基づき歳出削減に取り組むとともに、まちの成長促進策や国県の政策的な財政支援の活用など歳入増加策に取り組み、実施計画事務事業等を実施する余地を作り出すことを明記した。</p>	<p>〇引き続き、「茅ヶ崎市実施計画2025」の策定を進める中で、実施計画期間中に実現を目指す事務事業のための財政資源を確保するため、事務事業の見直しを行う。</p>	
	<p>おむね順調に進んだ</p>	<p>〇令和3年度事業実施方針においては、感染拡大防止対策及び新しい生活様式の促進策を優先して実施するとともに、経済の急減速に伴い、市税等の大幅な減収が予想されたため、事業は最低限のまちの機能維持に必要な不可欠な義務的業務とウィズ・コロナ関連事業等だけに留めることとし、当該実施方針に基づき、イベント等の事業の休廃止を行った。</p>	<p>〇令和4年度事業実施方針においては、コロナ禍への対応や茅ヶ崎市実施計画2025の策定を見据えた成長戦略を検討するとともに、財政健全化緊急対策のさらなる加速化を掲げ、前年度予算からの増減要因を全て精査した。</p>				
	<p>取り組み効果額(見込み)</p>	<p>測定困難</p>					
ウ 民間活力活用の加速化 <行政改革推進室>							
<p>行政が直営で実施すべきか、あるいは民間を活用すべきか、費用対効果を十分に検討したうえで積極的に活用します。</p> <p>これまでの検討で費用対効果がなく、民間への委託等が困難としてきた事務事業についても、委託業務の包括化や成果連動型の委託など発注方法や手法を工夫することにより、民間の参入機会を高め、民間活力の活用を加速化します。</p>	下記ブルダウンから選択してください	<p>〇環境事業センターのごみ収集業務の一部民間委託化により、人件費の削減につながり、効果額が得られた。</p>	<p>〇新規事業に限られる中で、市の事業に民間事業者の参入機会が限定された部分はあったものの、既存の事業に対して、新たに民間の視点を取り入れ、効率化や市民サービス向上を図るといった取り組みができなかったことは課題として残っている。</p>	<p>〇茅ヶ崎市実施計画2025に位置付ける事業の実施にあたっては、業務効率化、市民サービス向上を図るため積極的に民間活力を活用するとともに、既存の委託事業について、包括化によるスケールメリットにより経費節減を目指すなど、引き続き積極的な取り組みを進めていく。</p>	<p>〇提案型民間活用制度を継承する新たな仕組みについて、茅ヶ崎市実施計画2025に合わせた本格実施に向け、他市の事例研究等を行いながら、検討を行った。</p>	<p>〇提案型民間活用制度を継承する新たな仕組みについて、茅ヶ崎市実施計画2025に合わせた本格実施に向け、行政改革推進委員会の意見聴取も行いながら検討・調整を行う。</p>	
	<p>おむね順調に進んだ</p>	<p>〇個別案件について民間活力活用が進んだ部分はあったが、全市民的に新たな手法の導入やさらなる民間の参入機会の拡大には至らなかった。</p>	<p>〇取組み内容として掲げていた委託業務の包括化や成果連動型委託の検討が十分に進まなかった。</p>				
	<p>取り組み効果額(見込み)</p>	<p>約8,000万円(最終的な効果額) ※効果額については、委託料と人件費との差を見込んでいる項目があります。効果額の一部については、「ア 総人件費の削減」の効果額にも含まれます。</p>					

緊急対策内容	財政健全化緊急対策期間(令和2年度～4年度)の総括及び今後の方向性				令和4年度の取り組み	
	(上段)3年間の取り組みの達成状況【自己評価】 (下段)取り組み効果額【見込み】	3年間の取り組みの総括	取り組みを進めてきた中で見えてきた課題など	令和5年度以降の取り組みの方向性	これまで(10月末)の取り組み	11月以降の予定
エ 補助金の見直し <財政課>						
<p>自治体は、公益上必要がある場合に、補助をすることができることとされており、特定の事業を促進するための手段として様々な政策分野で広く用いられていますが、一旦補助制度が作られると事業の継続性の観点から見直しが難しくなる例が散見されています。</p> <p>このことから、これまでも集中的に補助金の見直しを行ってきましたが、次に掲げる方針に基づき見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市単独で実施している既存の補助金については、公益上の必要性を精査した上で、廃止、休止または削減とする。 ・新規の補助金については認めない。 ・予算の範囲内での補助を徹底し、補正予算等での対応は認めない。 	下記ブルダウから選択してください	<p>○財政健全化緊急対策の取組初年度である令和2年度には、翌年度(令和3年度)当初予算編成過程において、①市民の安全・安心の確保、②(新型コロナウイルスの影響を考慮し)地域経済の活性化、③市民生活のセーフティネット機能、以上3つの基準に合致しない市単独補助金については、原則として廃止・休止を前提とし、ゼロベースでの見直しに向けた庁内議論を深め、多くの市単独補助金について見直しを行った。</p> <p>また、その翌年度である令和3年度においては、令和4年度当初予算要求において、前年度の見直し内容を尊重して予算を配分しつつ、取り組みが道半ばとなっていた案件などについてはさらなる見直しを行った。これらの集中的な取組により、市単独補助金の見直しについては、一定程度の進展をさせることができたものと考えている。</p>	<p>○市全体の財政健全化という大きな命題のもと、市単独補助金について、ゼロベースでの見直しを行い、成果を得られたものと考えているが、見直しを進める過程においては、補助金の支出先との丁寧な意見交換を行うことで、見直しに向けた議論を深めることができる側面を改めて感じた。このたびの集中的な取組はいったん終了となるが、今後における見直し等の検討を行う際には、「なぜ補助金の見直しが必要なのか」という必要性を市民や議会に対してもしっかりとわかりやすく説明し、理解を得ながら進めていくことが必要であると考えている。</p>	<p>○左記の通り、補助金の見直しに関する集中的な取組はここで終了となるが、新たな行政需要に的確に対応していくためには、補助金だけではなく、経常的な経費の不断の見直しが必要と考えている。そのため、今回の見直し内容は十分に尊重しつつも、毎年度の予算編成においては、個々の補助金についても他の経費と同様に、その必要性や効果については十分に精査検討し、必要とされる経費について適切に予算措置していくものとした。</p>	<p>○補助金の見直しに関する議論のメインフィールドは予算編成過程であるため、4～7月においては見直しに関する具体的な動きはなく、編成した補助金予算の適切な執行に向けた管理に努めていった。</p>	<p>○令和5年度当初予算編成において、これまでの補助金見直しの内容は十分に尊重しつつも、茅ヶ崎市実施計画2025の策定状況を踏まえるとともに、他の経費と同様に、その必要性や効果については十分に精査検討し、必要とされる経費について適切に予算措置していくものとした。</p>
	おむね順調に進んだ					
	<p>【市単独補助金の見直し額】 令和3年度当初予算における効果額 106,672千円減額 令和4年度当初予算における効果額 1,013千円減額</p> <p>※令和5年度当初予算編成においても効果が継続するよう取り組む</p>					
オ 施設の見直し <行政改革推進室・資産経営課・教育施設課>						
<p>自治体は、様々なニーズを踏まえ、住民の利用に供するため公の施設を設置し、管理運営を行っています。</p> <p>本市においても、急激に人口が増加した高度経済成長期を中心にこれまで多くの公の施設を建設し、市民の利用に供してきました。</p> <p>短い期間に集中的に整備を進めたことから、今後一斉に施設の更新期を迎え、多額の財政負担が見込まれます。</p> <p>そのため、現在の施設に対する市民ニーズを丁寧に捉え、施設の複合化・統合、民間への施設の譲渡、民間施設との複合化または廃止の検討を行います。</p> <p>また、利用者ニーズを踏まえ、開館時間の短縮化など利用時間の見直しに取り組めます。</p>	下記ブルダウから選択してください	<p>○施設の見直しに際し、各施設に関する現状把握及び今後の方向性検討のため、施設所管課へのヒアリングや協議等を実施し、令和4年3月改訂「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」において、施設類型別・市内13地区別に、現状・課題の整理及び今後想定される方向性を示すことができた。しかし、本計画では、個別施設ごとの具体的な対策内容や実施時期等を定めていないため、本計画の方針に基づく個別施設計画を令和6年度までに策定する。</p> <p>○茅ヶ崎第1駐車場については、市直営による耐震改修や将来の建替え等を行うことなく、一定規模の駐車場整備を条件とする民間活力を導入した土地の利活用事業として、令和2年度に事業者募集・選定等を行った。当該地は、令和6年度に駐車場機能を有する医療大学・病院として供用開始される予定。本事業の実施により、土地の貸付料として年間約4,500万円の歳入を確保でき、公共施設の改修工事費等に充てるなどの事業効果が生まれる。</p> <p>○市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止等並びにネスパ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用については、財政健全化の考え方を踏まえ、令和2年度より施設所管課及び関係課との協議を進め、令和5年9月末(図書業務(配本所)は令和5年3月末)に廃止・利活用を行う提案を行ったが、市民ギャラリー及び市民窓口センターの廃止・利活用について、パブリックコメント等により様々なご意見をいただいたため、スケジュール等の再検討を行っている(図書業務移転は予定どおり実施)。</p> <p>○学校用地を対象として購入の可能性や借地契約解除など削減へ向けた検討及び借地契約解除について地権者への意向確認を行った。また、小出小学校の関係地権者である個人所有賃借地一筆について、令和4年3月31日に契約解除した。</p>	<p>○市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止等並びにネスパ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用については、「施設の廃止」という本市として初めて取り組む事例だったため、庁内調整にもかなりの時間を要したが、市民や利用者等からの反響も大きかったことを踏まえ、今後の施設見直しの推進に際しては、施設所管課や関係課との密な連携・調整を図るほか、市民や利用者等へ適宜、情報共有や意見聴取する場を設けるなど、十分に議論しながら進めていくことが重要であると考えている。</p> <p>○地権者や関係課との協議を行う中で、市の意向や相手方の考えを整理し今後の方向性を整理する必要がある。</p>	<p>○今後は、令和4年3月改訂「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、令和6年度中に策定予定の「(仮称)茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」において、学校、市営住宅及びインフラ系公共施設を除く公共建築物及び土地に係る今後のあり方及び対策の方向性を定め、当該計画に基づき、計画的かつ効果的に施設の見直しの取組を推進していく。</p> <p>○関係課の協力を得ながら、学校用地のうち国有地及び県有地の減額譲渡等の可能性について、国及び県の担当課に聞き取りを行う。</p>	<p>○市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止等並びにネスパ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用については、利用者や地域等への説明及びパブリックコメントを実施し、意見等の集約及び反映検討、本利活用案件に関する方針策定に向けて準備を行った。その中で、図書業務については、パブリックコメント結果を公表し、方針どおり実施することとしたが、市民ギャラリー・窓口センターについては、パブリックコメント及び陳情等により様々なご意見をいただき、検討が必要となることから、パブリックコメントの結果公表を延期し、スケジュール等の再検討を行うこととした。また、市場調査を行い、ネスパ茅ヶ崎ビル及び萩園窓口センターの市場価値、民間需要及び利活用手法等を確認した。</p> <p>○市内全10か所(香川駐輪場含む)の駐輪施設に係る今後の方向性を検討するため、令和4年4月より需要予測調査を実施している。</p> <p>○令和4年3月改訂「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、令和6年度までに「(仮称)茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」(学校、市営住宅及びインフラ系公共施設を除く公共建築物及び土地を対象)を策定するため、7月に施設所管課及び関係課を対象とする庁内説明会を全6回開催した。その後、8月に茅ヶ崎市公共施設マネジメント推進会議・公共施設あり方検討作業部会・長寿命化推進検討作業部会・公共施設あり方検討メンバーを設置し、全庁的な取組として、策定に向けた対応を行うこととした。</p> <p>○関係課の協力を得ながら、学校用地のうち国有地及び県有地の減額譲渡等の可能性について、国及び県の担当課に聞き取り事項を検討した。</p>	<p>○市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止等並びにネスパ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用については、パブリックコメント及び陳情等によるご意見を踏まえて、利用者等への情報提供及び対話を行うなど、様々な対応策の検討を行う。また、本案件に関するオープンハウスを実施し、本取組の周知を行うとともに、市民のご意見を直接聴取し、当該方針の検討内容に反映を行う。</p> <p>○駐輪施設に係る需要予測調査に基づき、課題を整理するとともに、自転車等駐車需要台数の算出を踏まえた市内全10か所(香川駐輪場含む)の方針を検討します。特に、新栄町第一及び第二については、本調査結果を踏まえ、具体的な利活用手法を検討する。</p> <p>○個別施設計画の策定に向けて、各施設評価手法等を検討した上で、施設所管課とのヒアリングや協議等を通じて、個別施設ごとに今後のあり方や対策の方向性等を検討する。令和5年度以降には、市民参加・地域等説明を実施し、市民・利用者・地域等の意見を踏まえ、令和6年度までに策定する。</p> <p>○関係課の協力を得ながら、学校用地のうち国有地及び県有地の減額譲渡等の可能性について、国及び県の担当課に聞き取りを行う。</p>
	おむね順調に進んだ					
	<p>【3年間の取組総額】 歳入額：5,052万円</p> <p>【令和5年度以降見込額】 歳入額：4,670万円</p>					

緊急対策内容	財政健全化緊急対策期間(令和2年度～4年度)の総括及び今後の方向性				令和4年度の取り組み	
	(上段)3年間の取り組みの達成状況【自己評価】 (下段)取り組み効果額【見込み】	3年間の取り組みの総括	取り組みを進めてきた中で見えてきた課題など	令和5年度以降の取り組みの方向性	これまで(10月末)の取り組み	11月以降の予定
カ 内部管理事務や行政サービス提供体制の見直し <行政改革推進室>	<p>下記ブルダウンから選択してください</p> <p>おおむね順調に進んだ</p> <p>取り組み効果額(見込み)</p> <p>①ビジネスチャットツール活用促進(全庁の議会事務) 約606時間の削減で、約121万円分の削減効果</p> <p>②RPAの適用事務の拡大(104業務に適用) 約3,895時間の削減で、約779万円分の削減効果</p> <p>③AIチャットボット導入(市民からの問い合わせ対応) 1か月あたり約173時間の削減で、1年間で約284万円分の時間創出効果</p> <p>④住居表示システム導入 年間の作業時間を約450時間の削減を実現し、約90万円分の削減効果</p> <p>⑤道路情報管理システム整備及び道路台帳等のデジタル化 年間約2,670件の庁内閲覧対応に要していた、約445時間の削減で、約89万円の削減効果</p> <p>⑥電子契約サービス導入 従来2週間を要していた契約締結工程をサービス導入により約10分に短縮し、約320万円分の削減効果</p> <p>【合計】 約14,904千円分の削減効果</p>	<p>○行政サービス提供体制の見直しとしては、市側の業務効率化の視点の他、対市民および事業者の利便性やコロナ禍を踏まえての安心・安全の視点に重点を置き、『行政手続きにおける押印の見直し』『AIチャットボットの導入』『キャッシュレス決済対応のセミセルフレジの導入』『住居表示システムの導入』『電子契約サービスの導入』を実施した。この取組では、効果額の創出はもちろんのこと、行政サービスの向上と取組効果額の創出という相反する目標を業務効率化によって生み出すことが可能という実証をできた。</p> <p>○内部事務管理の見直しについては、取組を行った各所管課の発想による事務効率化に主眼に置き、『ビジネスチャットツールの利用拡大』『オンライン申請導入課題の分析』『RPAによる業務効率化(全庁共通RPAの構築等)』『道路台帳電子化と道路情報管理システム整備』を実施した。この取り組みでは、各課の業務業務効率化をきっかけとし、全庁に渡る業務効率化を行えた点が挙げられ、今後の取組においても、自課の取組が他課の効率化に繋がる可能性を視野に検討を行う視点の重要性について、今まで見えにくかった重要な視点として、改めて見える化された結果となった。</p>	<p>○効果額で推し量れる内容以外に業務効率化に大きく効果を挙げたもの、すなわち自課のみにとどまらず、全庁にその効果が波及出来たことの原因として、導入を行う仕組みや実施する取り組みの詳細な説明を基にした効率化や新しい行政サービスのビジョンを、職員一人一人が創造出来ていたことだと考える。逆に、新しい仕組みを導入する際には、その詳細を職員一人一人が理解し現状からどのように変わるかイメージを膨らませることが出来る、市の全体の利益という視点からの良し悪しの議論が行える体制の構築が必要となってくると考える。</p>	<p>○本取組期間で得られた効果額を生み出した各取組(ICT導入)については、今後もその利活用範囲を広げる事に努める他、成果を生み出した考え方が重要であったと考える。今回の各取組によって得られた視点</p> <p>(1)行政サービスの向上と業務効率化、取組効果額の創出は両立が可能 (2)自課では効果が少ないと感じても他課かいと合わせることで、大きな効果が期待できる</p> <p>以上の2点についてを今後の個々の業務効率化、行政サービス向上の取組に反映させ、積極的な取り組みを継続していくこととする。</p>	<p>○e-kanagawaへの電子収納サービスの導入 既に各課において利用を行っている、神奈川県電子申請サービス(e-kanagawa)に電子収納サービス機能を付与することで、手数料の発生する申請手続きについて対市民・事業者の行政サービスの向上と業務効率化を図ることを目指す。 ・4月…導入費用(イニシャル、ランニングコスト)の確認。 ・5月…導入決済サービスの検討 ・6月…導入効果の見込まれる課かいの検討整理</p> <p>○kintone導入実証実験 業務を自動化するRPAと並び、全庁各課かいの担当者レベルのより細かい作業単位での業務効率化を進めるためのツールとして、サイボウズ(株)が実施する全国50自治体限定の1年間無償キャンペーンによるkintoneの全庁実証実験の実施。 ・6月…全庁へのkintoneの試験導入準備および事業者伴走支援事業の選定。 ・7月…全庁試験導入開始。</p>	<p>○e-kanagawaへの電子収納サービスの導入 ・令和4年10月上旬…e-kanagawa電子申請システムの改修にかかる随意契約 ・令和4年11月～2月…e-kanagawa電子申請システム決済機能付加構築作業 ・令和4年12月上旬…指名競争入札の実施(予定)(決済代行事業者) ・令和5年1月下旬…落札者の決定、契約締結(初期設定作業) ・令和5年3月…運用開始</p> <p>○kintone導入実証実験 ・令和4年8月本格導入可能性調査(活用業務及び必要ライセンス数等の照会) 全課かい ・令和4年9月下旬 電子市役所推進本部及び政策会議への提案 デジタル推進課 ・令和4年10月上旬 令和5年度当初予算要求(上記会議で承認された場合) デジタル推進課 ・令和5年5月31日 Kintone試験導入終了 全課かい ・令和5年6月1日 Kintone本格導入(本格導入が承認された場合) 活用希望課かい</p>
キ 市債(臨時財政対策債除く)の適正管理 <財政課>	<p>下記ブルダウンから選択してください</p> <p>おおむね順調に進んだ</p> <p>取り組み効果額(見込み)</p> <p>市債現在高の減少額(見込み) ※ 令和元年度末現在高との比較</p> <p>・一般会計 3,038,532千円の減少 ・全会計 6,470,035千円の減少</p>	<p>○市債の適正化に向けた取り組みとして、すでに公債費の増加が確定的となっている状況下において、「毎年度ごとに、借りる額よりも返済する額を多くすることで市債現在高を減少させる」という考えのもと、市債については、市債を活用してでも実施するべき事業なのかという必要性の観点で事業を十分に精査するとともに、予定されている返済額とのバランスを意識しながら、毎年度の予算編成を行った。その結果、市債現在高(令和4年度末の見込)については一般会計で62,159,553千円(令和元年度末に比べ3,038,532千円の減少)となり、全会計では97,795,491千円(6,470,035千円の減少)となった。</p> <p>※実績額は令和4年度9月補正予算における市債計上額までを反映</p>	<p>○コロナ禍における緊急的な対応として、実施計画を2年間延伸し、単年度の事業実施方針に基づいて予算編成を行った令和3、4年度についても、市債の適正化に向けた取り組みを一定程度進めることができたものと認識しているが、令和5年度以降において茅ヶ崎市実施計画2025に位置づける事業を着実に推進していくためには、令和3、4年度よりも市債発行額の増加が見込まれることはやむを得ないものと考ええる。</p>	<p>○左記の通り、茅ヶ崎市実施計画2025に位置づける事業を着実に推進していくためには、市債発行額について一定程度の増加が見込まれることはやむを得ないものと考えられるもの、これまで重視してきた、「毎年度ごとの借入額と返済額とのバランスを良好に保つことで市債現在高を減少させる」視点や、「市債を活用してでも実施するべき事業なのかという必要性の観点での事業精査」という視点は引き続き持ち合わせた中で予算編成に努めていく。また、市債を発行する際にも、国による政策誘導のために財政措置の優位性が高い市債メニュー(緊急防災・減災事業債など)を最大限活用することを常に念頭に置きながら検討を行っていくこととする。</p>	<p>○茅ヶ崎市実施計画2025に位置づける事業を各部局で検討する過程において、実施を目論んでいる事業に対して発行可能な市債について、より優位性の高い市債メニューへの適合が可能かどうか、また、事業スキームを工夫することで優位な市債メニューへの転換ができないか等の検討を積極的に行った。</p>	<p>○茅ヶ崎市実施計画2025の検討過程における市債メニューに関する検討なども踏まえた中で、令和5年度当初予算編成過程において、市債についての予算計上内容をしっかりと精査していく。</p>

①歳出削減策

時代の変遷とともに増加し、膨大な労力を要している内部管理事務の徹底的な見直しを行います。また、窓口業務などの行政サービスの提供体制について、市民ニーズを丁寧に見定めた上で、その体制の見直しを検討するほか、ICT(情報通信技術)の活用などによる業務プロセスの簡素化を行い、業務量の削減に努めます。

今後、年少人口と生産年齢人口の減少が見込まれることから、現世代の受益の負担を将来世代へいたずらに先送りすることは、将来世代一人当たりの負担を増幅させることになり、誠に慎まなければなりません。そのため、将来への負担が過大とならないように、市債による財源調達を適切に行います。

緊急対策内容	財政健全化緊急対策期間(令和2年度～4年度)の総括及び今後の方向性				令和4年度の取り組み	
	(上段)3年間の取り組みの達成状況【自己評価】 (下段)取り組み効果額【見込み】	3年間の取り組みの総括	取り組みを進めてきた中で見えてきた課題など	令和5年度以降の取り組みの方向性	これまで(10月末)の取り組み	11月以降の予定
<p>ア 税・保険料等徴収率の向上 <収納課></p> <p>市民負担の公平性の観点から、市税はもとより国民健康保険料や介護保険料、その他の使用料及び手数料の徴収率の向上を図るため、担当職員の育成等滞納整理業務の強化を図ります。</p>	<p>下記ブルダウンから選択してください</p> <p>予定以上の成果を生み出すことができた</p> <p>取り組み効果額(見込み)</p> <p>【令和3年度 保険年金課】 徴収目標額:8,000万円 徴収実績額:約1億8,300万円</p>	<p>○令和2年度は債権管理各課(保険年金課、生活支援課、高齢介護福祉課、生活支援課、保育課、建築課、下水道河川総務課)に対し収納状況及び滞納整理の現状、課題等のヒアリングを行い、各課の徴収体制を踏まえ保険年金課の徴収率向上へ向けた取組を進めた。</p> <p>始めに「市税・保険料等収納率向上対策についての基本方針」を策定、また保険年金課に徴収業務専任職員の配置を要望した。これにより令和3年4月に保険年金課内の徴収専任職員を4名配置。</p> <p>昨今の収納方法の多様化を鑑み「スマホ決済」を導入した。(税は令和3年5月開始、同年7月には国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料まで拡充)。</p> <p>○滞納整理にRPAを採り入れ、財産調査、給与照会を効率的に進めるとともに、保険年金課課内会議において徴収業務について組織的に対応できるよう徴収意識の向上に努めた結果、令和3年度国民健康保険料の徴収実績について、目標額「8,000万円」に対し「1億8,200万円(対前年比徴収率2.31%増加)」の実績となった。</p> <p>○国民健康保険料の継続的な徴収体制を構築するため、令和3年度の保険年金課の実績や今後の安定的な歳入確保を踏まえ、令和5年度からの更なる体制の強化に向け検討を行った。</p>	<p>○各債権管理課(保険年金課・生活支援課・高齢介護福祉課・生活支援課・保育課・建築課・下水道河川総務課)に対して収納状況及び滞納整理の現状についてヒアリングを実施した結果、賦課、給付業務等の比重が大きく、徴収業務に組織的に取り組む事が物理的に不可能な事が判明した。各課毎に徴収体制は異なるが、全庁的な各種保険料収入を安定的に確保するためには、「税外債権における高額滞納者の徴収一元化」や「各課での徴収体制の構築」を検討する必要があると考える。</p>	<p>○国民健康保険料の徴収事務の継続性を維持するため令和5年度から更なる体制の強化を図り、継続して保険年金課への徴収支援を行うと共に「徴収事務研修」、「重複滞納者の情報共有」を実施する事で、税外債権の徴収支援を進めます。また将来的な税外債権の徴収体制の強化を見込み、徴収分野のエキスパート職員の在り方について職員課と協議を進める。</p> <p>○以上の理由から「規模を縮小して継続」とする。</p>	<p>○5月に4課を対象に徴収事務初任者研修を実施した。(参加:保険年金課、高齢福祉介護課、生活支援課、建築課 不参加:下水道河川総務課)</p> <p>○保険年金課が活用しているRPAを収納課でも採り入れ業務の効率化を図った。督促状及び催告書返戻の交渉経過入力業務、及びe-kanagawaによる現年催告納付書発行業務)。またインターネット公売については保険年金課へ公売方法等の支援を行った結果、保険年金課にて動産公売を実施した。</p> <p>○保険年金課の継続的な徴収体制の構築のため、保険年金課内への「徴収担当」の新設について行政改革推進室と協議を図り実現する事が出来た。</p>	<p>○公売案件(動産、不動産)は各種債権管理課と情報を密にして問題の早期解決を図る</p> <p>○国民健康保険料を始めとした各種保険料一元化の滞納整理について保険年金課と協議を行う</p> <p>ODX化を推進するため「RPA」、「e-kanagawa」、「預金調査のデジタル化」等の業務の電子化を進める</p> <p>○エキスパート職員の在り方について、各課を横断する税及び各種保険料の徴収専任職員の配置について職員課と協議を進める</p>
<p>イ 市有財産の活用 <行政改革推進室・資産経営課></p> <p>市有財産については、公共事業での活用の要否について十分に検討を加えた上で、不要な財産は積極的に売却や貸付を行います。</p> <p>また、公の施設などの多くの市民が利用する市有財産については、利用者の状況等に鑑み、積極的に貸し付けを行っていくことで財源確保に努めます。</p> <p>加えて、自主財源の確保を図るため、市所有の施設や市主催のイベントの命名権(ネーミングライツ契約)の導入、有料広告掲載事業の拡充等、あらゆる歳入確保策を検討します。</p>	<p>下記ブルダウンから選択してください</p> <p>おおむね順調に進んだ</p> <p>取り組み効果額(見込み)</p> <p>【3年間の取組総額】 6億9,328万円 《積算歳入項目》 市有土地貸付収入 市有土地貸付収入 市有土地売却収入(入札案件のみ)</p> <p>【令和5年度以降見込額】 4,898万円 《積算歳入項目》 市有土地貸付収入 市有土地貸付収入 (市有土地売却収入は、入札案件未定のため未積算)</p>	<p>○本市初実施事例となる事業として、次の対応を行った。</p> <p>①仮設庁舎跡地活用事業:サウンディング調査・プロポーザル選定を経た事業用定期借地権設定契約手続き</p> <p>②茅ヶ崎第1駐車場活用事業:公共施設解体及び施設整備を条件とした事業者募集・選定及び事業用定期借地権設定契約手続き</p> <p>③福祉会館跡地売却:買戻特約を設定した一般競争入札売却</p> <p>④西久保普通財産売却:一般競争入札不調後の先着順募集による売却</p> <p>⑤行政財産貸付制度活用:行政財産の貸付制度を活用し、広告媒体(デジタルサイネージ・壁面広告・看板)や証明写真機設置</p> <p>○今後、様々な市有財産活用事例に対して、当該実施手法のノウハウ等を活用し、取組を進めるとともに、新たな実施手法の検討を行い、さらなる活用事例を実施していく。</p> <p>○自動販売機設置事例及び広告媒体設置事例に基づく行政財産貸付マニュアルを作成するとともに、各課がいからの相談対応等を行い、行政財産貸付の推進を図った。自動販売機設置事例については、他課がい実施事例が増えているため、広告設置事例についても、同様の推進を図っていく。</p> <p>○利活用検討が可能な市有財産(駅周辺物件・中海岸外など)について、利活用に向けた各種調整等を行った。今後、「公共施設等総合管理計画(改訂版)」や策定を予定している「(仮称)茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」による公共施設マネジメントの取組と連携し、さらなる利活用を検討していく。</p> <p>○ネーミングライツについて、令和3年度から本市初めての事例として中央公園に導入するとともに、令和4年度からは指定管理者制度導入施設である柳島キャンプ場への導入に至った。また、それぞれの選定の過程で生じた課題等については、「ネーミングライツ導入ガイドライン」の見直しを行うことで、今後のさらなる取り組みへの体制を整えた。なお、令和5年度からの市営水泳プールへの導入についても検討を進めていく。</p>	<p>○3年間の取組で対応した案件の多くは、公共施設等の空きスペース、長年利活用が出来なかった土地、「公共施設整備・再編計画(改訂版)」などで利活用方針が確定していた施設跡地など、施設廃止などの手続きが既におこなわれていたため、利活用方針の方向性を比較的決定しやすい案件であった。</p> <p>今後、さらなる市有財産の利活用を実施するには、新たな案件の発掘・洗い出しが必要となるが、そのためには、「公共施設等総合管理計画(改訂版)」や策定を予定している「(仮称)茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」による公共施設マネジメントの取組により、新たに生み出される公共施設等の跡地・空きスペース等の利活用を検討することが必要となる。</p> <p>当該公共施設マネジメントの取組については、施設所管課がいや関係課かいつの密な連携・調整が必要になるとともに、市民・利用者・議会等に対して、適宜、意見聴取や情報共有を行うなど、十分な議論・調整を実施した上で、慎重に進めていく必要があることから、当該取組と連携した上で、利活用可能な財産の発掘を行い、さらなる活用を行っていく。</p> <p>○ネーミングライツについては、施設への導入については、一定の成果が得られたものの、イベントへの導入やその他の広告事業については拡充が図られなかった。</p>	<p>○行政財産貸付について、他の設置媒体(携帯電話事業者アンテナ)の行政財産貸付の準備を行った。</p> <p>○行政財産貸付の新規案件として、本庁舎1階に証明写真機設置調整を行い、5/11に設置した。</p> <p>○普通財産(駅周辺物件)について、利活用方針に基づく、利活用準備を行った。(施設の見直しの取組におけるネスパ茅ヶ崎ビル等利活用調整含む)</p> <p>○普通財産(中海岸外)について、利活用のための関係課調整等を行い、市場調査の実施準備を行った。</p> <p>○市有財産のうち、売却予定財産(柳島寄附物件外)の各種調整・準備を行った。</p> <p>○ネーミングライツについては、市営水泳プールの指定管理者の募集に合わせて導入できるよう、募集要項等を作成し、指定管理者選定等委員会において審議を行った。</p>	<p>○自動販売機の設置について、マニュアルを活用し、行政財産貸付への切替を予定している課がいからの相談対応等を引き続き行うとともに、他の設置媒体(携帯電話事業者アンテナ等)の行政財産貸付の推進を行っていく。</p> <p>○市有財産への広告事業について、「茅ヶ崎市市有財産広告掲載事業推進基準」及び広告設置に関する行政財産の貸付マニュアルを活用し、推進を行う。また、市場調査結果に基づく、新規案件の洗い出し・選定を進めていく。</p> <p>○普通財産(駅周辺物件)について、利活用方針に基づく、利活用準備を行う。</p> <p>○普通財産(中海岸外)について、利活用のための市場調査を11/10から開始する。調査結果を踏まえ、利活用に向けた方針決定を行う。</p> <p>○市有財産のうち、売却予定財産(柳島寄附物件外)の各種調整・準備を行う。</p> <p>○市有財産のうち、利活用可能な財産の洗い出しを進めていく。</p> <p>ネーミングライツについては、市営水泳プールの指定管理者募集に合わせて募集を行い、令和5年度からの導入に向けて取り組んでいく。</p>	

② 歳入確保策

緊急対策内容	財政健全化緊急対策期間(令和2年度～4年度)の総括及び今後の方向性				令和4年度の取り組み	
	(上段)3年間の取り組みの達成状況【自己評価】 (下段)取り組み効果額【見込み】	3年間の取り組みの総括	取り組みを進めてきた中で見えてきた課題など	令和5年度以降の取り組みの方向性	これまで(10月末)の取り組み	11月以降の予定
ウ 受益者負担の適正化 <行政改革推進室>						
<p>行政サービスを提供するにあたっては、その運営・維持管理経費といったコストが必要であり、主に市民の方々が納める税金で賅っています。</p> <p>受益と負担の公平性の観点から、行政が負担すべき範囲と受益者負担のあり方について、他の地方公共団体や民間の類似サービスを参考にしながら適正化を図ります。</p>	下記ブルダウンから選択してください	<p>○平成25年12月に策定した『「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた方針』では、公の施設等の駐車場の有料化について、早期の実施を目指すこととしていたものの、全ての公の施設の駐車場有料化についての統一的な考え方が整理されていなかったことから、令和3年度に全ての公共施設附帯駐車場の現状及び担当課へのヒアリング、市民へのアンケート等を実施し、「公共施設附帯駐車場有料化の考え方(素案)」を作成した。また、令和4年度にはパブリックコメントを実施し、市民からの意見を踏まえ加筆修正した「公共施設附帯駐車場有料化の考え方」を策定・公表し、有料化の対象となった3施設の駐車場有料化に向け検討を開始した。対象施設のうち、茅ヶ崎公園駐車場については、令和5年4月有料化開始を目指して取り組みを進めている。</p>	<p>○取り組みが停滞していた駐車場有料化については、3年間の取組期間中に一定の方向性を出ることができたが、平成29年2月に定めた「使用料等の減額免除の見直しについて」については、その後あまり取り組みが進んでおらず、施設全体の受益者負担の適正化については課題が残ったままとなっている。</p>	<p>○今後は、平成29年2月に定めた「使用料等の減額免除の見直しについて」に基づく施設使用料等の見直しに関する取り組みを進めるため、施設の減額免除基準の精査を行うとともに、施設ごとの規定について検討していくこととする。</p> <p>○その他、受益者負担の適正化については、施設の改修、統廃合、運営体制の見直しなどの機会を捉えて積極的に取り組みを進めていく。</p>	<p>○『公共施設附帯駐車場有料化の考え方(素案)』について、4月下旬から一か月間、パブリックコメントを実施した。</p> <p>○パブリックコメントでいただいた意見について回答を公表するとともに、意見を踏まえて一部修正を行い、『公共施設附帯駐車場有料化の考え方(素案)』を作成し、ホームページ等にて公表した。</p>	<p>○「公共施設附帯駐車場有料化の考え方」を公表し、考え方に基づき駐車場の有料化に取り組みを進める。</p>
	おおむね順調に進んだ					
	取り組み効果額(見込み)					
	【令和5年度以降に見込まれる額】 歳入額:年額約300万円 歳出削減額:年額300万円 合計:年額約600万円程度					
ア 病院事業会計の健全化 <病院総務課・医事課・病院経営企画課>						
<p>茅ヶ崎市立病院は、急性期を担う地域の基幹病院として、高度で専門的な医療を提供してきましたが、近年は厳しい経営環境にさらされており、令和元年9月に「茅ヶ崎市立病院リバイバル・ロードマップ」(以下「ロードマップ」といいます。)を取りまとめ、集中的に経営改善に取り組んでいます。</p> <p>市立病院は、地方公営企業法一部適用の事業として、独立採算性の原則に基づき企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されていますが、周産期医療や救急医療などの不採算部門については、一般会計より負担金を支出しています。</p> <p>ロードマップでは、一般会計の負担金について、補填的な財政支援を含め一定の方向性を定めています。市全体の財政健全化に向けた緊急対策が必要となっていることから、着実にロードマップに掲げる取り組みを遂行し、早期に自律的な経営を確立できるよう中期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメント向上等に取り組めます。</p>	下記ブルダウンから選択してください	<p>○市立病院の経営形態については、庁議・全員協議会における協議、議決を経て、茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会の答申を踏まえ、令和5年4月に地方公営企業法の全部適用へ移行する。</p> <p>○収入増に向けた主なアクションとしては、 ①経営分析システムの活用や診療科ヒアリングを通じたクリニカルパス(治療等の行程)の見直し ②地域診療所との連携強化に向けた診療所訪問や専用回線の開設、診療情報提供書等に関する考え方の整理を踏まえた病診連携の強化(約1億2,000万円/年の増収) ③自動販売機設置に係る行政財産貸付の実施(約400万円/年の増収)</p> <p>○支出減に向けた主なアクションとしては、 ①委託料の削減に向けた医療機器の保守業務、医事業務等に関する仕様の見直し等 ②電力供給事業者決定のための一般競争入札の実施(約1,700万円/年の減)</p>	<p>○経営健全化に向けて、社会状況とともに変化する医療環境や多様な医療ニーズなどに迅速かつ柔軟に対応するため、事務局の経営管理機能の向上が求められる。</p> <p>○近隣の急性期病院(茅ヶ崎中央病院、湘南東部総合病院、茅ヶ崎徳洲会病院、湘南藤沢徳洲会病院等)と競合するという側面があるため、厳しい経営環境にある。</p>	<p>○財政健全化緊急対策期間及びロードマップの取組期間ともに令和4年度までとなっているが、5年度以後についても市立病院の経営健全化に向けて積極的な取り組みを継続していく必要がある。</p> <p>○そこで、4年度中の策定を予定している(仮称)茅ヶ崎市立病院経営計画に掲げる取組を進めていく。</p>	<p>○5年度の(仮称)茅ヶ崎市立病院経営計画の策定に向け、院内における会議体を設置するとともに、その諮問機関である附属機関の所掌事項等を見直した。</p> <p>○収入増に向けた主なアクションとしては、 ①経営分析システムの活用や診療科ヒアリングを通じたクリニカルパス(治療等の行程)の見直し ②地域診療所との連携の円滑化を目的とした病院案内冊子「診療のご案内」作成業務の委託及び一般市民向け広告を目的とした市立病院通信別冊の発行</p> <p>○支出減に向けた主なアクションとしては、 ①委託料の削減に向けた医療機器の保守業務等に関する仕様の見直し等</p>	<p>○(仮称)茅ヶ崎市立病院経営計画については、次に掲げるプロセスを経て、5年度の策定を予定している。 ①院内における会議 ②諮問機関である茅ヶ崎市立病院経営審議会の開催 ③パブリックコメントの実施</p> <p>○収入増に向けた主なアクションとしては、 ①経営分析システムの活用や診療科ヒアリングを通じたクリニカルパス(治療等の行程)の見直し ②病院案内冊子「診療のご案内」及び市立病院通信別冊の配布</p> <p>○支出減に向けた主なアクションとしては、 ①委託料の削減に向けた医療機器の保守業務等に関する仕様の見直し等</p>
	おおむね順調に進んだ					
	取り組み効果額(見込み)					
	【令和3年度末の現金現在高】 37.2億円(令和元年度末:21.2億円) ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経営改善の効果が不透明な状況であることに、ご留意ください。					
イ 広域連携の推進 <企画経営課>						
<p>これまで本市は、パスポートセンター業務やごみ処理、斎場運営などにおいて、近隣自治体との連携により効果的・効率的に事業を執行してきました。</p> <p>今後も消防事務の寒川町との広域連携が開始されますが、人口減少・少子高齢化の下、行財政の効率化と基盤の強化を図るため、さらなる近隣自治体等との連携・共同処理を検討するとともに、必要に応じて見直しを行い経費の削減と事務の効率化を積極的に取り組みます。</p>	下記ブルダウンから選択してください	<p>○令和4年4月より寒川町との消防の広域化を開始した。</p> <p>○「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」の改定に向け、藤沢市、寒川町との調整や茅ヶ崎市内部の調整を行った。</p> <p>○藤沢市、寒川町と尿処理施設の広域化の可能性について検討調査を行った。</p> <p>○藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町で設立した社会福祉法人湘南広域社会福祉協会が運営する養護老人ホーム湘風園の老朽化に伴う再整備基本構想の策定について、協会と2市1町で調整を行った。</p> <p>○藤沢市、寒川町とパートナーシップ宣誓制度制度を利用する方の転入・転出の手續等の軽減のため、「パートナーシップ宣誓制度制度に係る自治体間連携に関する協定書」を締結した。</p>	<p>○広域連携の推進にあたっては、市単独の事業と異なり、各自治体間の調整など合意形成プロセスに時間を要するといった特な問題がある。そのため、他自治体の広域連携の事例やメリット、本市の取り組み状況や経験知を庁内へ周知する必要があることが課題となっている。</p>	<p>○引き続き、広域連携によるスケールメリットなどの効果を見定め、効果的かつ効率的に事業を実施することができると判断できる場合には、各種の広域連携を政策課題解決の手法のひとつとして検討していく。</p>	<p>○湘南広域都市行政協議会の事務研究部会の中で、藤沢市・寒川町の企画及びスポーツ担当部署合同で新たにスポーツチームとの連携による地域の活性化の検討を行った。</p>	<p>○湘南広域都市行政協議会の会議開催方法について、引き続き検討を行う。</p> <p>○藤沢市・寒川町との連携事業として、SDGsに関する住民向けと企業向け講演会実施に向けての調整等を行う。</p>
	おおむね順調に進んだ					
	取り組み効果額(見込み)					
	0円					
ウ 証拠に基づく政策立案の推進 <企画経営課>						
<p>財政健全化対策に特効薬はなく、これまで実施してきた事務事業の効果や効率を丹念に検証し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう不断の見直しを行っていくほかありません。</p> <p>しかしながら、この検証と見直しを過去の経験や他自治体の事例を参考に楽観的かつ安易に行っているのは、的確な政策判断を行うことはできません。</p> <p>裏付けとなるようなデータ等を丁寧に分析し、「証拠に基づく政策立案(EBPM:Evidence Based Policy Making)」を推進します。</p>	下記ブルダウンから選択してください	<p>○市町村職員中央研究所で開催された研修や独立行政法人経済産業研究所(経済産業省所管)におけるEBPMの研究会にオブザーバーとして参加するなど、EBPM推進のためのデータ活用の必要性や活用事例、データを活用した課題解決手法等、知見の収集に努めた。</p> <p>○茅ヶ崎市総合計画の進行管理のための基礎資料を作成することを目的に、市民の市政に対する満足度などを把握する市民意識調査において、調査票回収率を上げるためにナッジ理論を活用した封筒や調査票を作成、使用した。</p>	<p>○EBPMを推進するためには、各課かいにおいて、抱えている課題に対して、データを取得、分析し、課題解決に繋げられる人材を育成する必要がある。</p> <p>○担当課がデータ分析による課題解決を試みたとしても、求めるデータの取得に費用や人工がかかることが多く、EBPM推進を阻害する要因のひとつとなっているため、オープンデータの周知や様々な主体との連携により、活用可能なデータを増やす必要がある。</p>	<p>○少子高齢化の進行や財政の硬直化、職員定数の適正化を考慮すると、これまで以上に政策の地域課題を解決し、魅力を向上させていく必要があるため、積極的な取り組みを継続していく。</p>	<p>○独立行政法人経済産業研究所(経済産業省所管)におけるEBPMの研究会にオブザーバーとして参加しました。</p> <p>○介護部門における、高齢者の健康寿命の延伸への取り組み等がエビデンスに基づいた効果的なものとして推進されることを目的として、県・研究機関とエビデンス分析に関する協定を締結しました。</p>	<p>○引き続き、当該研究会にオブザーバーとして参加するとともに、様々な機会を捉えて知見を収集し、調査研究を行います。</p> <p>○協定に基づきエビデンス分析を進めてまいります。</p>
	おおむね順調に進んだ					
	取り組み効果額(見込み)					
	測定困難					

③その他